

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第43号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成23年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第2条 法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては12月31日（以下これらの日を「基準日」という。）において次に掲げる要件を<u>すべて</u>満たすものとして知事の認定を受けた法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第72条の24の7第5項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）又は個人に対し、次条又は第4条に定めるところにより不均一課税を行う。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所（知事が定めるものに限る。以下同じ。）を有し、かつ、当該事務所及び事業所の<u>すべて</u>が消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団をいう。以下同じ。）の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県内の<u>すべて</u>の事務所及び事業所において、使用人が消防団員としてその活動を行う場合における昇進、賃金、労働時間その他の処遇については、当該事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失す</p> | <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第2条 法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては12月31日（以下これらの日を「基準日」という。）において次に掲げる要件を<u>全て</u>満たすものとして知事の認定を受けた法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第72条の24の7第6項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）又は個人に対し、次条又は第4条に定めるところにより不均一課税を行う。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所（知事が定めるものに限る。以下同じ。）を有し、かつ、当該事務所及び事業所の<u>全て</u>が消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団をいう。以下同じ。）の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県内の<u>全て</u>の事務所及び事業所において、使用人が消防団員としてその活動を行う場合における昇進、賃金、労働時間その他の処遇については、当該事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失する</p> |

ることのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、知事が定めるところにより、整備されていること。

2 (略)

(法人の事業税の不均一課税)

第3条 平成24年4月1日から平成34年3月31日までの間に終了する各事業年度において、県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

(個人の事業税の不均一課税)

第4条 平成24年から平成33年までの各年において、法第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

ることのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、知事が定めるところにより、整備されていること。

2 (略)

(法人の事業税の不均一課税)

第3条 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において、県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

(個人の事業税の不均一課税)

第4条 平成24年から令和3年までの各年において、法第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）を控除して得た金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。